

台湾での「桃太郎的故郷日本岡山！」プロモーション等の実施に係る業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、台湾での「桃太郎的故郷日本岡山！」プロモーション等の実施に係る業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

1 委託業務名

台湾での「桃太郎的故郷日本岡山！」プロモーション等の実施に係る業務

2 目的

訪日旅行者数が過去最高を更新する状況が続く中、旅行先として本県が選ばれ誘客拡大が図れるよう、台湾中南部地域を中心に、本県の観光素材を活用した画像、動画等（以下「画像等」という。）を用いたプロモーションを実施する。

3 事業概要

(1) KOL等の取材ツアーの実施

県内に点在するアート作品を中心に、台湾旅行者が興味のある観光コンテンツ（フルーツ狩り、温泉、雪遊び、紅葉や桜、食事、買い物等）を絡めたレンタカー旅行のモデルコースを作成し、KOL、ウェブメディア、雑誌社等を招請し当該コースを取材してもらうとともに、KOL等が得意とする分野において画像等により情報発信を行うことで本県の認知度向上につなげる。なお、画像等はFacebook 又はInstagram へのリール等も含むものとする。

(2) 現地イベント等の開催

一般消費者への本県の認知度向上を目的として、台湾（中南部地域）で開催される旅行博への出展又は県独自のイベント開催等により、本県の魅力をPRする。なお、現地イベント等では（1）のKOL等を活用すること。

4 事業留意事項

上記3に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

(1) 上記3（1）について

ア 取材ツアーの参加者は1者以上とし、台湾市場で影響力を持ち、効果的な情報発信を行うことができる者を選定すること。

イ 取材ツアーは、3日間程度とし、1日は県北で実施すること。

ウ 取材ツアーの行程は、提案によるものとするが、画像等によるプロモーション効果が最大限発揮されるとともに、本県の認知度向上につながる観光地等を積極的に組み込むこと。なお、提案には、宿泊、食事、取材先の手配等を含むこととし、取材ツアー参加者の入出国に関する必要な手続き等を行うとともに、原則として岡山桃太郎空港の国際線直行便を往復利用すること。

エ 取材ツアーには中国語（台湾語）での通訳が可能な者を添乗させ、参加者の日本への入国時から出国時までの全行程において、関係者との連絡調整をはじめ

めとした全体のマネジメントを行わせること。

オ 取材ツアーで撮影した画像等をウェブページ等で情報発信する際には、取材先へのアクセスの方法等も併せて紹介するなどの工夫を行うこと。

カ その他、本県の認知度向上につながる効果的な企画等がある場合は、提案するとともに、実施すること。

(2) 上記3(2)について

ア 開催するイベント等は提案によるものとするが、市場のニーズを踏まえ、新たな旅行者やリピーターの確保につながるエリアで開催される内容とすること。

イ 出展に当たっては、出展申込、通訳の手配等必要な準備を行うことはもとより、本県の魅力が十分にPRできるブースの装飾、運営等を行うこと。

ウ 本県職員が現地に参加するのに必要となる書類等の手続きを行うこと。

エ 本県職員が現地に行けない場合は、ブースの運営等必要な人数を確保すること。

オ 上記3(1)で取材した内容を効果的に活用することで、ブースへの誘客につなげること。

5 パブリシティについて

上記3の事業実施については、ウェブページ、SNS、各種メディアを活用したパブリシティに努めるとともに、必要に応じて有料での広告掲載等を行うこと。

6 業務に係る留意点

(1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。

(2) 委託業務の企画、実施に当たっては、台湾の人の嗜好等を反映させるなど現地情報の収集等に努めること。

(3) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。

(4) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

(5) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講ずること。

(6) 出展する現地旅行博等については、本県が指定する可能性があること。

(7) 台湾及び日本の感染症対策を遵守すること。

(8) 社会情勢等による委託業務の実施時期の変更等への対応についても想定しておくこと。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

8 委託限度額

7,234,000円以内(消費税等を含む。)

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和8年3月20日（金曜日）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること
 - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること